鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 　業務概要

（１）　件名

鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業

（２）　利用期間

協定書締結日から令和９年３月３１日まで（予定）

ただし、利用期間終了後、双方から申し出がなかった場合には自動的に利用期間を１年間更新することとする。

（３）　履行場所

ア　由比ガ浜保育園（由比ガ浜3-11-48）

イ　深沢保育園（梶原2-33-2）

ウ　大船保育園（大船2-10-24）

エ　岡本保育園（岡本2-21-19）

（４）　業務内容

「鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業 仕様書」のとおり。

２ 　スケジュール

（１）　参加申込書受付期間

令和７年10月１日（水）から10月10日（金）午後５時

（２）　質問書受付期間

 令和７年10月１日（水）から10月６日（月）午後５時

（３）　参加資格確認結果通知書交付予定日

令和７年10月24日（金）頃

（４）　質問に対する回答送付予定日

 令和７年10月７日（火）頃

（５）　企画提案書等提出期間

 令和７年10月24日（金）から10月31日（金）午後５時

（６）　プレゼンテーション・ヒアリング実施予定日

令和７年11月17日（月）※時間は後日連絡

ただし、参加者が５者以上の場合、１次審査として書類審査を行う。

（７）　選定結果の通知日

令和７年12月中旬ごろ

（８）　協定書締結日

選定結果の通知後、速やかに

３ 　担当部署及び問い合わせ先

鎌倉市こどもみらい部保育課保育担当

鎌倉市御成町18-10 本庁舎1階

TEL：0467-61-3893

メール：kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

４ 参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条４の規定に該当しない者

（２）監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

（３）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県暴力団排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められないこと。

（４）県暴力団排除条例第２３条第２項に違反したと認められないこと。

（５）個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく本市の取扱い（「鎌倉市個人情報保護条例」のとおり）に従うことができること。

（６）紙おむつ等定額利用サービスを地方公共団体の公立保育所等へ導入・運用した実績があること。（サービスの無償提供は実績に含めない。）

５ 参加手続等

（１）　実施要領、仕様書等の公開

ア　 配布期間

令和７年10月１日（水）から

イ 　配布方法

鎌倉市ホームページ

（２）　参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和７年10月10日（金）午後５時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにより提出

（ア）送信先

鎌倉市こどもみらい部保育課

（イ）アドレス

kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

（ウ）電子メールの件名

「紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル　参加申込（社名）」とする

（エ）電話連絡

上記（ウ）にて電子メール送信後、保育課へ送信した旨の電話連絡をすること。

ウ　提出書類

（ア） 参加申込書（様式１）

（イ） 会社概要（様式２）

（ウ） 紙おむつ等定額利用サービス導入実績表（様式５）

（３）　質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書の提出をすること。

ア 提出期限

令和７年10月６日（月）午後５時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにより提出

（ア）送信先

鎌倉市こどもみらい部保育課

（イ）アドレス

kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

（ウ）電子メールの件名

「紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル　質問書（社名）」とすること。

　（エ）電話連絡

上記（ウ）にて電子メール送信後、保育課へ送信した旨の電話連絡をすること。

　ウ　提出書類

　　　質問書（様式３）

エ 回答

令和７年10月７日（火）頃に鎌倉市ホームページにて公表するとともに、全ての参加申込書提出者にメールにて通知する。

（４）　参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者について、参加資格を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

ア　通知日

令和７年10月24日（金）頃

イ　通知方法

電子メールにより通知

６　 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から選定結果の通知日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

（１）　「４ 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

（２）　提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。

７　企画提案書等の提出

（１）　企画提案書等の提出

　　　　参加資格を満たしていると確認された者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出物

企画提案書（様式４）等

イ 提出期限

令和７年10月31日（金）午後５時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより提出

（ア）送信先

鎌倉市こどもみらい部保育課

（イ）アドレス

kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

（ウ）電子メールの件名

「紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル　企画提案（社名）」とすること。

（エ）電話連絡

上記（ウ）にて電子メール送信後、保育課へ送信した旨の電話連絡をすること。

（２）企画提案書作成にあたっての留意点

ア Ａ４判用紙で印刷できること。

イ 横書き

ウ 文字サイズは、１１ポイント以上。ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

エ 企画提案書は、別紙「鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業企画提案評価基準」の小項目の順番で章立てして作成すること。

オ 事業者名は記載せず、匿名とすること。

（３）無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 虚偽の記載があることが判明した提案

ウ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

（４）企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 企画提案書等は、鎌倉市情報公開条例（平成13年９月28日条例第４号）に基づき公開する場合がある。

エ 企画提案書等は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に印刷することがある。

オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

カ 企画提案書等の提出は、１者につき１提案のみとする。

キ 提出されたデータは返却しないものとする。

８　審査及び選定

（１） 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、鎌倉市が設置する審査委員会にて行う。

（２） 評価基準

別紙「鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業企画提案評価基準」のとおりとする。

（３）　書類審査の実施

　　参加者が５者以上の場合には、プレゼンテーションの前に１次審査として書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。

ア　審査委員会の評価者が企画提案書の内容を審査し、「鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業企画提案評価基準」に基づき評価する。

イ　評価の結果に基づき上位４者を選定する。なお、同点の場合には大項目「利用者の負担軽減の観点」が高い提案者とする。

ウ　評価結果については、速やかに企画提案書提出の事業者に連絡する。なお、１次審査の審査結果の通知時期や通知方法等については、別途連絡する。

（４） プレゼンテーションの実施

ア　実施予定日は令和７年11月17日（月）とする。詳細については別途通知する。

イ　プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的とし、提出された企画提案書等に沿って実施すること。なお、プロジェクター（パワーポイント等）を使用可能とする。使用する場合は、市がＨＤＭＩ端子により接続可能なプロジェクターおよびスクリーンを準備するため、各自接続可能なパソコンを当日持参すること。

ウ　評価基準に従い評価を行う。

エ　出席者は３人以内とし、時間は３５分程度（説明２０分、質疑１５分程度）を予定している。

（５） 最優秀提案者の選定

ア　評価項目の合計点数が満点の半数に満たない場合は失格とする。

イ　提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を最優秀提案者として選定し、協定書締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、企画提案書等の内容の変更は、原則として認めないものとする。

ウ　合計点数の算出方法については、以下のとおりとする。

（ア）各評価者が、企画提案書の記載内容、プレゼンテーションの内容及び質疑応答の結果を　もとに、それぞれ小項目ごとの評価点数を決定する。

（イ）評価者全員の大項目ごとの評価点数の合計の平均点（小数点以下第２位切り捨て）を、　大項目ごとの評価点数とする。

（ウ）大項目ごとの評価点数を合計した結果を提案者ごとの合計点数とする。

エ　順位の決定方法については、以下のとおりとする。

（ア）すべての評価項目の合計点数の最も高い提案者を最優秀提案者とし、２番目に合計点数が高い提案者を次点者とする。

（イ）すべての評価項目の合計点数が同点の場合は、大項目「利用者の負担軽減の観点」の合計点数が高い提案者を最優秀提案者とし、２番目に合計点数が高い提案者を次点者とする。

（ウ）大項目「利用者の負担軽減の観点」の合計点数が同点の場合は、評価委員の投票により順位を決定する。

オ　最優秀提案者と協定書締結に至らなかった場合は、次点者と手続を行うものとする。

カ　審査の結果、最優秀提案者を選定しない場合がある。

キ　提案者のうち、最優秀提案者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和７年12月中旬ごろ（予定）までに通知する。

（６） 選定の取消

最優秀提案者として選定された者は、選定の日から協定書締結の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における最優秀提案者としての選定は取消しするものとし、協定書締結は行わないものとする。

ア　第１章「４ 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

イ　提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

（７） その他

ア　手続において使用する言語 日本語

イ　使用する通貨 日本円

ウ　協定書の作成を要する。

エ　企画提案書の内容については、履行の義務が生じるものとする。

オ　参加申込書及び企画提案書の提出にかかわらず、参加を辞退することができる。参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、プレゼンテーション実施後は原則として辞退することができないものとする。また、最優秀提案者又は次点者として選定された権利を他者に譲渡することはできないものとする。

カ　本プロポーザルの参加等に要する費用は、自己負担とする。

キ　企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

ク　業務内容の詳細及び仕様書は、最優秀提案者と鎌倉市との協議のうえで決定する。

ケ　以下に該当した場合は失格とする。

（ア）企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

（イ） 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明したとき。

（ウ） この文書に記載した諸条件に違反した場合。

（エ） その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等があったと認められる場合。